

## 誓 約 書

函館市長 様

年 月 日

住 所

氏 名 (自署)

この度、一般住宅の浄化槽設置にあたり、既存住宅における延べ床面積が 130 m<sup>2</sup>を超えることにより、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302-2000)」に基づく処理対象人員の算定方法では、処理対象人員が 7 人となりますが、明らかに実情に添わないため、ただし書の適用をお願いしているところです。

この適用を受け、5 人槽の浄化槽を設置した場合、適切な人槽の浄化槽へ切替・交換を自らの責任において行う必要が生じる場合があります、その場合、浄化槽設置に係る助成の対象外になる可能性があることも十分理解した上で、下記記載事項および関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 日平均水道使用量が 850 ㍓ (0.85 m<sup>3</sup>) を超えないよう管理します。
- 2 将来に亘り居住人員は 5 人以下とします。
- 3 浄化槽法に基づく指定検査機関が実施する設置後の水質検査や毎年 1 回の定期検査を受け、保守点検および清掃を適正に実施し、適切な維持管理をします。
- 4 上記 1, 2 に相違する事態となり、法定検査の結果が「不適正」となった場合、清掃の回数を増やすなど必要な対応を行い、それでもなお改善しない場合は、適切な人槽の浄化槽を入れ替えるなど、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 住宅からほかの用途へ建築物の用途を変更しようとする場合は、入れ替えなど適切な対応をします。
- 6 浄化槽管理者 (浄化槽設置者に同じ。) を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を継承します。